

食品安全委員会第586回会合議事録

1. 日時 平成27年12月1日（火） 14:00～14:34

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 3品目

[1] PEG株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ

[2] GLU-No. 8株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム

[3] HIS-No. 2株を利用して生産されたL-ヒスチジン塩酸塩

(厚生労働省からの説明)

(2) プリオン専門調査会における審議結果について

・「めん羊及び山羊の牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・遺伝子組換え食品等「DP-No. 2株を利用して生産されたアスパルテーム」に係る食品健康影響評価について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 黒羽基準審査課長補佐

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、小森総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
木下リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について

- 資料 1 - 2 PEG株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼに係る食品健康影響評価について
- 資料 1 - 3 GLU-No. 8株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウムに係る食品健康影響評価について
- 資料 1 - 4 HIS-No. 2株を利用して生産されたL-ヒスチジン塩酸塩に係る食品健康影響評価について
- 資料 2 プリオン専門調査会における審議結果について<めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価>
- 資料 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<DP-No. 2株を利用して生産されたアスパルテーム>

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第586回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から黒羽基準審査課長補佐に御出席いただいております。

それでは、お手元にごさいます「食品安全委員会（第586回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○小森総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は6点ございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が「PEG株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼに係る食品健康影響評価について」。

資料 1 - 3 が「GLU-No. 8株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウムに係る食品健康影響評価について」。

資料 1 - 4 が「HIS-No. 2株を利用して生産されたL-ヒスチジン塩酸塩に係る食品健康影響評価について」。

資料 2 が「プリオン専門調査会における審議結果について」。

資料 3 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○小森総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から、11月25日付で遺伝子組換え食品等3品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の黒羽課長補佐から説明をお願いいたします。

○黒羽基準審査課長補佐 厚生労働省基準審査課の課長補佐をやっております黒羽と申します。本日、新開発食品保健対策室長が出張のため、代理で御説明させていただきます。

食品安全基本法第24条の規定に基づきまして、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いする組換えDNA応用技術添加物につきまして、概要を説明申し上げます。

お手元の資料1-2、1-3、1-4に申請品目の概要をお示ししてございます。

1品目めは、PEG株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼでございます。資料1-2を御覧ください。

本品目は、カルボキシペプチダーゼの生産性を向上させるため、*Aspergillus niger* IS0-502株に*pegG*遺伝子を導入して得られたPEG株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼでございます。

PEG株構築の過程で*Aspergillus nidulans*由来の遺伝子を導入し、また、PEG株構築の過程でアンピシリン耐性遺伝子が含まれたベクターを使用しておりますが、選択マーカー及びベクターの配列は、最終的に宿主から除去されております。

利用目的及び利用方法につきましては、従来のカルボキシペプチダーゼと相違はござい

ません。

2品目めは、GLU-No. 8株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウムでございます。資料1-3を御覧ください。

本品目は、指定添加物であるL-グルタミン酸ナトリウムの生産能力を高めるため、*Pantoea ananatis* No. 359株の突然変異株を宿主といたしまして、L-グルタミン酸の生合成に関与する遺伝子の導入等を行いました。GLU-No. 8株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウムでございます。GLU-No. 8株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有しません。

利用目的及び利用方法につきましては、従来のL-グルタミン酸ナトリウムと相違ございません。

3品目めは、HIS-No. 2株を利用して生産されたL-ヒスチジン塩酸塩でございます。資料1-4を御覧ください。

本品目は、指定添加物であるL-ヒスチジン塩酸塩の生産性を高めるため、*Escherichia coli* K-12株の突然変異株を宿主といたしまして、L-ヒスチジンの生合成に関与する遺伝子の導入等を行っております。HIS-No. 2株を利用して生産されたL-ヒスチジン塩酸塩でございます。HIS-No. 2株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有しておりません。

利用目的及び利用方法につきましては、従来のL-ヒスチジン塩酸塩と相違ございません。

申請者によりますと、2品目め及び3品目めにつきましては、アミノ酸等の最終副産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方の要件を満たしていると考えているとのことでございます。

このたび評価をお願いするのは以上でございます。評価のほど、よろしく願い申し上げます。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員 資料1-2の宿主*Aspergillus niger* ISO-502株というのは、従来品に使われていたものなのでしょうか。

○黒羽基準審査課長補佐 食品安全委員会で以前、セルフクローニングとして評価されております品目で使用されたGAM53株に、フリーマーカー技術等を用いて一部変更されている宿主というふうに聞いております。

○熊谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

黒羽課長補佐、どうもありがとうございました。

(2) プリオン専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「プリオン専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。

まず、担当の熊谷委員から説明をお願いいたします。

○熊谷委員 それでは、概要につきまして、資料2の3ページの要約に沿って説明します。

プリオン専門調査会は、めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価について、厚生労働省からの要請を受け、参照した各種文献、厚生労働省から提出された評価対象国に関する参考資料等を用いて調査審議を行い、その結果得られた知見から、諮問内容に関する食品健康影響評価を実施しました。

その結果、これまでに確認された野外におけるめん羊と山羊のBSE感染事例は、2頭の山羊のみであることから、人への感染リスクは無視できると判断されております。

したがって、飼料規制の実効性が維持されることを前提とし、こうした感染リスクを踏まえますと、評価対象国に関しては、めん羊と山羊の肉、内臓等の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJDの発症は考えがたく、プリオン専門調査会は、得られた知見を総合的に考慮して、諮問内容に関して、まず諮問内容の①の「ア 検査対象月齢」では、と畜場におけるめん羊及び山羊のBSE検査について、現行の「12か月齢以上の全てを対象とするスクリーニング検査」の場合と、「スクリーニング検査を廃止し、生体検査において何らかの臨床症状を呈するめん羊及び山羊は引き続き検査を実施」とする場合とのリスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

それから、①の「イ SRMの範囲」では、現行の「全月齢の扁桃、脾臓、小腸及び大腸（これらに付属するリンパ節を含む。）並びに12か月齢以上の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）、脊髄及び胎盤」ということから「12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸」とした場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

それから、諮問内容の「② 国境措置」では、BSE発生国または発生地域のうち、牛肉等について食品安全委員会のリスク評価を取りまとめた、または取りまとめを予定している国、つまり米国、カナダ、フランス、オランダ、アイルランド、ポーランド、ブラジル、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイス、リヒテンシュタイン及びイタリアから

のめん羊及び山羊の肉及び内臓等について、現行の「輸入禁止」の場合と「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したものを輸入」とした場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるという判断が示されました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

○鋤柄評価第二課長 続きますので、5ページをお願いいたします。「Ⅰ. 背景」の「1. はじめに」では、これまでの経緯が記載されております。

最後のところですが、今般、厚生労働省から、めん羊及び山羊のBSE対策の見直しに係る食品健康影響評価の要請があった旨記載がございます。

具体的な諮問事項は、次の6ページのとおりでございます。

7ページ「Ⅱ. 評価に向けた経緯」といたしまして、めん羊及び山羊におけるプリオン病として、現時点までに野外で発生が確認されているのはスクレイピー及びBSEであり、プリオン専門調査会では、めん羊及び山羊におけるスクレイピー及びBSEについて、知見を整理しました。

8ページ「2. 評価対象」に関して、まずスクレイピーについては、感染実験では、ヒトPrPを発現するトランスジェニックマウスやサルへの脳内接種により、スクレイピーの伝達が見られたとの報告がある一方、経口投与でこれらの動物にスクレイピーの伝達が見られたという報告はありません。また、スクレイピーはこれまで数世紀の間、めん羊及び山羊に発生してきましたが、人への健康影響を示唆する疫学的知見はございません。

次にBSEですが、牛のBSEは食品を介して人に伝達する可能性のある人獣共通感染症と考えられており、山羊におけるBSEの野外発生がこれまでに2例報告されております。

以上を総合的に考慮し、プリオン専門調査会は、現時点では、めん羊及び山羊の肉、内臓等の摂取に由来するスクレイピープリオンによる人の健康への影響は考えがたいと判断し、評価対象については、人への健康影響の可能性も考えられるめん羊及び山羊におけるBSEとされました。

次に、9ページ「3. 本評価の考え方」です。厚生労働省からの諮問事項を踏まえ、食品安全委員会プリオン専門調査会は、評価に当たって整理すべき事項について検討を行っております。

「(1) めん羊及び山羊におけるBSEプリオンの感染性」については、感染実験のデータから、めん羊及び山羊における異常プリオンたん白質の分布、蓄積時期等について検討を行い、この際、非定型BSEのめん羊及び山羊への感染性についても、あわせて検討を行うこととしました。

(2) めん羊及び山羊におけるBSEの感染源及び感染経路としては、「①BSEプリオンに汚染された飼料等を感染源とし、これをめん羊又は山羊が摂食することによる飼料由来の感染経路」、それから「②BSEプリオンにばく露、感染しためん羊又は山羊を感染源とし、

群内又は群間でBSEプリオンが垂直又は水平伝播する感染経路」の2つの可能性が考えられ、これらの感染源及び感染経路を考慮し、牛、めん羊及び山羊におけるBSEのサーベイランスの状況及びBSEの発生状況、飼料規制等について検討を行うことといたしました。

「(3) 食肉等のリスク」につきましては、めん羊及び山羊のと畜場での検査や、SRMの除去等の実施状況について確認し、SRMの範囲及び月齢について検討を行うこととしました。

なお、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病については、2012年10月評価書以降、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られていないことから、2012年10月評価書をもってかえることとし、本評価書において再掲しないこととしました。

「(4) 評価対象国」につきましては、本評価の取りまとめまでに、牛肉等について食品健康影響評価を取りまとめた、または取りまとめを予定しているBSE発生国14カ国としました。

次に、11ページ「Ⅲ. BSEの現状」の「1. 世界における牛のBSE発生頭数の推移」では、発生のピークであった1992年の3万7,316頭から大幅に減少し、2014年には12頭、2015年には10月末現在で6頭の発生となっています。これは、飼料規制の強化等により発生頭数が減少してきていることを反映しています。

次に、12ページ「2. 世界におけるめん羊及び山羊のBSE発生頭数の推移」ですが、2015年10月末現在、野外におけるめん羊または山羊のBSE感染例の報告は、表1に示す山羊2例のみであり、めん羊のBSE感染例は確認されておられません。

これらの症例は、めん羊及び山羊におけるBSE感染の可能性を確認するため、フランス及び英国で実施された遡り検査により確認されたものでございます。

13ページ「3. 各国におけるめん羊及び山羊のBSE検査体制」、14ページ「4. 各国におけるめん羊及び山羊の特定危険部位」、15ページ「5. 各国における飼料規制」について、それぞれ概況を記載しております。

16ページから「Ⅳ. 感染実験等に関する科学的知見」です。こちらでは、めん羊及び山羊における異常プリオンたん白質の体内分布と感染性、BSEプリオン投与量と発症率及び潜伏期間、めん羊及び山羊におけるBSEの人への感染についての知見が整理されております。

次に、18ページ「Ⅴ. めん羊及び山羊の感染状況」です。こちらでは、「1. 飼料規制等の概要」、「2. 牛におけるBSEサーベイランスの状況及びBSE発生状況」、「3. めん羊及び山羊におけるTSEサーベイランスの状況及びTSE発生状況」について知見が整理されており、30ページにそのまとめが記載されております。

次に、31ページから「Ⅵ. SRM及び食肉処理」でございます。こちらでは、「と畜処理の各プロセス」「SRM除去」等についてデータが整理されており、まとめとしては、34ページに記載されております。

次に、35ページ「Ⅶ. 食品健康影響評価」でございます。

1. の「(1) 牛、めん羊及び山羊におけるBSEサーベイランスの状況」を御覧ください。

牛のサーベイランスにつきましては、食品安全委員会の過去の評価書に記載のとおり、全ての評価対象国で実施されているサーベイランスにおいて、OIEが「無視できるリスクの国」または「管理されたリスクの国」の貿易条件として定めた5万頭に1頭または10万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能な水準を満たしていると評価されております。

また、めん羊及び山羊については、全ての評価対象国において、伝達性海綿状脳症のサーベイランスが実施されており、日本、EU、米国、スイス及びリヒテンシュタインにおいては、TSE検査陽性とされた検体について、BSEの判別検査が実施されております。

「(2) BSEの発生状況」を御覧ください。世界における牛のBSEの発生頭数は減少しており、2015年10月末現在、評価対象国においては、直近5年間に生まれた牛にBSE感染牛は確認されておられません。

また、繰り返しますが、めん羊及び山羊については、2015年10月末現在、野外におけるBSE感染例の報告は、遡り検査によってフランスと英国で確認された山羊2例のみであり、めん羊での確認例はございません。

次に、36ページ「(3) 飼料規制とその効果」については、全ての評価対象国において、反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与は禁止されており、評価対象国における飼料規制は、牛におけるBSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと食品安全委員会は過去の評価時点で判断しております。また、全ての評価対象国においてBSE発生頭数は大幅に減少しており、飼料規制の強化等の実効性が維持されていると判断されました。

続いて、2. 「(1) BSEのめん羊及び山羊における異常プリオンたん白質の体内分布と感染性」を御覧ください。めん羊へのBSE経口投与実験では、投与後4から10か月目から腸管関連リンパ組織、扁桃、脾臓等のリンパ細網系で異常プリオンたん白質が検出され、その後、延髄、脊髄等の中枢神経系や回腸、胃等の消化管、末梢リンパ節のほか、肝臓や筋肉等、ほぼ全身でPrP^{Sc}が検出されるようになります。これらの組織に感染性があることは野生型マウスを用いたバイオアッセイにより確認されております。また、めん羊への脳内接種実験では、L-BSEがめん羊に伝達することが報告されております。

BSE経口投与実験では、子羊への垂直感染を示唆する報告がある一方、垂直感染が認められなかったとする報告もございます。また、垂直感染が示唆されてはいるものの、感染時期や感染経路等の詳細は明らかになっておりません。

ヤギBSEプリオンの山羊への経口投与実験では、脳、筋肉及び末梢リンパ節にPrP^{Sc}が検出されており、ウシのプリオンたん白質を過剰発現するトランスジェニックマウスを用いたバイオアッセイにより、これらの組織に感染性が認められたことが報告されている旨記載されております。

「(2) めん羊及び山羊におけるBSEの人への感染性についての知見」ですが、ウシBSEプリオン及びヒツジ又はヤギBSEプリオンを、ヒトPrPを過剰発現するトランスジェニックマウスへ脳内接種した実験の結果は、人がウシBSEプリオンよりも、ヒツジ及びヤギBSEプリオンに対して高い感受性を有する可能性を示唆しております。

「3. 食肉等のリスク」につきましては、めん羊及び山羊におけるSRMは、評価対象国のうち、日本、EU、ブラジル、ノルウェー、スイス及びリヒテンシュタインにおいて設定されております。OIE基準では、めん羊及び山羊のSRMの設定は求めておらず、米国、カナダでは設定されておきませんが、評価対象国から、めん羊及び山羊の食肉等が日本へ輸入される場合は、厚生労働省は輸入条件として、日本のSRMを除去したものを輸入することとしております。

次に、37ページから「5. まとめ」がございます。「(1) めん羊及び山羊におけるBSEの人への感染リスク」でございますが、上記「2. 感染実験等に関する科学的知見」に記載した感染実験の知見は、BSE実験感染めん羊及び山羊においてPrPScが体内組織に広く分布すること、並びに人がウシBSEプリオンよりも、ヒツジ及びヤギBSEプリオンに対して高い感受性を有する可能性を示唆しております。

めん羊及び山羊におけるBSEの感染源及び感染経路としては、前述のII. 3. (2)に示しましたように、①BSEプリオンに汚染された飼料等を感染源とする飼料由来の感染経路、または②BSEプリオンがばく露、感染しためん羊または山羊を感染源として、群内または群間でBSEプリオンが垂直または水平伝播する感染経路が可能性として考えられます。

2015年10月末現在、めん羊及び山羊におけるBSE野外感染例の報告は、飼料規制強化前に出生した山羊2例、これはフランスの2000年3月生まれ及び英国の1987年生まれでございますが、これら2例のみであり、BSE検査陽性牛が最も多く確認されているEUにおきましても、2005年以降の約600万頭のめん羊及び山羊を対象としたサーベイランス検査からは、BSE陽性は確認されておきません。これらの点から、食品安全委員会が過去に牛について評価を行った評価対象国における飼料規制は、牛におけるBSEのみならず、めん羊及び山羊におけるBSEの発生抑制にも効果を発揮していると判断した旨が記載されております。

これらのことを踏まえると、評価対象国において、①BSEプリオンに汚染された飼料等を感染源とする飼料由来の感染経路によりめん羊及び山羊へのBSEの感染が起こる可能性、並びにそれらの動物に派生する②の経路を介しためん羊及び山羊の群内または群間での感染が生じている可能性は極めて低いと考えられます。

以上のことから、評価対象国において、野外におけるめん羊及び山羊のBSE感染の可能性は極めて低く、人への感染リスクは無視できると判断いたしました。

ただし、上述の感染実験の知見を考慮すると、引き続きBSEの発生状況等について確認が必要であるとされております。

「(2) 評価結果」につきましては、先ほど熊谷委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、よろしければ、明日から30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 SRMのことをお伺いしたいのですけれども、今回少し広がって、使えるところがふえたのだと思うのですけれども、これを残しているところというのは、やはり他の場所よりは分布として、そういうのがもし感染した場合には多いと考える場所なのでしょうか。

○鋤柄評価第二課長 これにつきましては、諮問内容として、リスク管理機関である厚生労働省から、これだけの部位についてSRMとして残したいという諮問内容でございましたので、それにつきましては、妥当でございましょうということを返したものでございます。

ちなみに、厚生労働省が今回SRMとして残した部分につきましては、現在、EUがSRMとして設定している範囲と一致しているということでございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○村田委員 はい。

○佐藤委員長 他に何か御質問、御意見はございますか。特にございませんでしょうか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映をプリオン専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

遺伝子組換え食品等1品目に関する食品健康影響評価です。

本件は、専門調査会における審議、意見・情報募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、御説明いたします。

資料3をお願いいたします。おめくりいただきまして、3ページをお開きいただきます。

本件の審議の経緯につきましては、10月13日に食品安全委員会で審議結果を報告いたし

まして、11月12日まで、御意見、情報の募集を行った案件でございます。

こちらの概要にございますように、DP-No. 2株を利用して生産されたアスパルテームでございます。

評価でございますが、このページの下の方から次の4ページにかけてございますように、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づきまして、安全性が確認されたとされております。

資料の最後のページに「参考」とございますけれども、こちらに御意見・情報の募集結果がございます。期間中に御意見・情報はなかったということでございます。

本件につきましては、よろしければ、専門調査会の結論をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちDP-No. 2株を利用して生産されたアスパルテームについては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断したということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(4) その他

○佐藤委員長 他に議事はありますか。

○小森総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週12月8日火曜日14時から開催を予定しております。

また、今週4日金曜日13時30分から「動物用医薬品専門調査会」が公開で、来週7日月曜日14時から「添加物専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第586回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。
どうもありがとうございました。